

第5回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年10月15日（月） 19：10～20：55

開催場所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、峯本委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、
長谷川委員、水木委員

《事務局》

北野こども育成室長、西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹、藪学校教育部総括参事

傍聴者：5人（傍聴希望者66人による抽選を行い5人に決定、抽選に外れた61人については、
懇談会委員の了解を得て別室にて音声のみの傍聴を実施）

次第：

開会

議題

1 今後の公立保育所のあり方について

2 その他

閉会

議事要旨：

公立幼稚園のあり方検討会議（以下、「検討会議」）についての報告

《事務局》 ※資料p.1～p.3について説明する。

《A委員》 公立保育所は、事業見直しによって民営化の方向が定まっている。一方で、公立幼稚園は経営的に厳しい中で運営を続けていることに対して見直しの方向が出てきた。当懇談会は公立保育所のあり方を議論している訳だが、就学前の子どもは幼稚園と保育園を含めて考えなければならない。公立幼稚園のあり方は当懇談会とは別に議論されているが、当懇談会とは無関係ではないのでこれまで報告を求めてきたところである。

今、報告をしていただいたが、その中身についてはほとんど何もおっしゃっていただけなかった。具体的にどうなっているのかわからない。公立保育所はいつまでに、いくつを民営化すると具体的に決まっているのに比べると大変遅いと感じられる。

資料をみて想像するしかないが、検討会議は当懇談会と並行して、しかも頻繁に開催されている。検討内容をみると、結構踏み込んだ内容がある。「吹田市立幼稚園の適正規模・適正配置」は、公立幼稚園16園の廃止を含めた削減のことだろうが、こういったことが検討されている。「こども園」とあるが、「認定こども園」と違う意味のものが考えられているようである。「幼保一体化」と頻繁に書かれているが、それはどういうことを念頭に置いておられるのか。全体をみると、公立幼稚園と公立保育所の再編を考えておられるのかという感じがする。

こうした内容は当懇談会の議論と密接に関わることだが、別の場所で議論されている。中身が決められているかどうかはわからないが、具体的に「こども園」や「幼保一体化」という幼保を含めたかたちで議論されているのは事実である。「就学前教育・保育施策検討作業部

会」なるものが存在し、そこで幼保一体化を含めた「こども園」構想みたいなものが検討されている。

就学前の施策を考えると、幼稚園も保育所も含めて俯瞰して考える必要があるということには同感である。しかし、当懇談会の見えないところで幼保一体化のことなどが検討されているのは、ちょっといかなものかと思ひ、腑に落ちない。当懇談会で議論された結果がどこまで反映されるのか。この前の保育料の問題ではないが、この場で話は出たけれども市で決まった内容で落ち着くのであれば、この場は一体何なのだということになりかねないと、この資料を見て思っているところである。

検討会議では具体的に何を議論されているのか、幼保一体化案とはどういうことを念頭に置いておられるのか。このことは、単に公立だけでなく、私立の幼稚園・保育所のあり方にも関わるし、市民の皆様、就学前教育全体に関わってくる。そうした説明が必要だと思うのだが、いかがか。

《事務局》 幼保一体化は、学校教育を行う幼稚園と保育に欠ける児童に保育を行う保育所、それぞれの良いところを活かした就学前児童に質の高い教育と保育を一体的に提供する施設を整備することだとされている。当初は「総合こども園」となっていたが、法律の改正等で国の動き自体が「認定こども園の拡充」になった。このことと照らし合わせつつ、吹田市として幼稚園のあり方を考えている。大変申し訳ないのだが、具体的な方針は決まっておらず、現在は課題等の検討を行っている状況である。

《B委員》 ご案内いただいた今日の議題の中で、今のお話は「その他」に入るのかも知れないが、いきなりの幼稚園の問題提起で戸惑っている。もう少し事前に問題提起があってもよかったですのではないかと。

《C委員》 当懇談会とは別に、幼稚園のほうでも提言が出されるはずだが、相反する提言・違う方向の提言が出された場合にはどうになってしまうのか。違和感がある。

《A委員》 「就学前児童教育・保育施策検討作業部会」とは、教育委員会とこども部の担当レベルの方々が集まっている部会と考えて良いのか。

《事務局》 そのとおりである。当懇談会は保育関係、教育委員会は幼稚園のあり方を検討しており、それぞれの関係部局が作業部会で提言をとりまとめ、ビジョンを作るということになる。

《B委員》 検討会議のことをA委員もご存じでなかったのは意外である。もう少し開かれた討議をされたほうが良いのではないかと。

《D委員》 検討内容をみると、「総合こども園の移行に向けて」や「公立幼稚園の何をこども園へ受け継いでいくか」など、そういうものありきというようにしか読み取れない。先程お答えいただいた「検討段階である」という言葉をどこまで信じて良いのか。

認定こども園の姿は、国が示していることが今後どうなっていくのかも含めて一体的に考えていかないといけない。検討内容について具体的に書かれているものは何かあるのか。

《事務局》 具体的な段階には至っていない。今後、吹田市の就学前児童の教育・保育のあり方はこども部と調整を図りながらどうあるべきかを双方で協議を進めていく。国は一定、幼保連携型という認定こども園のスタイルを示しているので、その内容を見ながら吹田市としてどうあるべきかを現在検討している最中である。

《A委員》 資料をみると、明らかに「認定こども園」と「こども園」とを分けておられる。

ここで言う「こども園」は「認定こども園」ではないと見受けられる。具体的な何かを考えておられるとしか言いようがないのではないかと。

《事務局》 国は「認定こども園」という方向性を打ち出している。先程ご説明したが、その内容の検討、今後のあり方、「認定」という言葉は入っていないが吹田市独自のスタイルも念頭に置き、いろんなケースについてどれが最良なのかを議論している段階である。

《A委員》 公立幼稚園の施設は多くが小学校と併設されている。施設・設備的にそれほど余裕がある訳ではない。幼保一体化しようとするれば相当の施設改修が必要ではないか。できるかできないかはお金のことも含めてだが、物理的にも難しいと思う。いろんなケースを考えておられるとの答弁だったが、結構具体的なことを考えないと何度も議論できないのではないかと私は思っている。そのことが、当懇談会の議論抜きに進められている。もしも、いろんなプランがあるのなら提示していただければたたき台になると思うのだが、見えないところで議論されているのは不満である。

《D委員》 幼稚園の問題が議案にあがっているが、我々の知らなかったことも含めると、公立保育所からも検討会議に参加しているのではないかと邪推してしまう。そういうことはないのか。

《事務局》 検討会議に出て直接議論しているということはない。

《D委員》 施策検討作業部会の中で話はしていないのか。

《事務局》 当懇談会での議論の提案やすり合わせをしている。

《C委員》 こども部が教育委員会と議論はしていないのか。

《事務局》 作業部会において両部で議論している。

《C委員》 当懇談会の第4回までの議事録をみると、毎回最後のほうで検討会議に関する報告の要望意見が出てきて、事務局からはまとまった上で報告したい、とある。言い方は悪いが、今回はこうしたやりとりのアリバイづくりで検討会議のことを一度報告しました、という印象である。検討会議は当懇談会よりも早くから進められている。同時進行である検討会議の議論の内容を当懇談会に対して情報提供していただければ、もう少し中身の話ができたと思うのだが。

《E委員》 アリバイづくりという話もあったが、我々が検討している保育所民営化のことは民営化ありきでスタートしている。前回論議があった保育料は当懇談会でいろんな意見が出されたが、それも結論ありきだったと受け止めている。幼稚園の話も保育所抜きで進められている。各委員がご指摘のように、保育所抜きで認定こども園等々の話が進められるのはおかしいという気がする。当懇談会を無視しているとまでは考えていないが、情報提供をしてもらっても良いのではないかとこの不満が残っている。

《座長》 文科省と厚労省それぞれがこれまでやってきたことであるが、(新)認定こども園は内閣府がやるとなっている。検討会議の議論と、当懇談会の議論がどういう関係を持つかということになってくるので、その詰めをして事務局に説明していただきたい。そのあたりを皆さんは不安がっておられる思いもする。

「民営化ありき」と同様に、決まっている話もあるが、公立保育所のあり方をどうするかという議論もある。その一方で認定こども園の話も出てくると、当懇談会の議論がどう位置づけられるかということになる。当懇談会の今後にも影響してくるので、そのあたりの整理をしていただきたい。

検討会議の経過は私も初めてみた。ここまで議論されていると公立保育所のあり方の議論をどうしていくべきか混乱する部分がある。委員の皆さんの意向もそういうことだと思うのだが。

《F委員》 検討会議の設置要項をみると、「就学前児童教育・保育検討プロジェクトチーム会議に報告する」とあるが、当懇談会の設置要領にはそういう文言は一切入っていなかった。当懇談会と検討会議、「就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議」の関係を整理していただきたい。就学前児童の教育・保育の施策を検討する会議は、「公立幼稚園のあり方検討会議」「公立保育所のあり方懇談会」「就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議」の3つだけか、ほかにもあるのか。全体像がわからない。

《事務局》 教育委員会は検討会議から提言をもらい、当懇談会からは公立保育所のあり方の提言をいただく。それらをプロジェクトチームに反映し、最終的に吹田市としての就学前教育・保育のビジョンを作ることになっている。

《D委員》 当懇談会と検討会議の内容を合同してプロジェクトチーム会議に報告し、検討されるということだが、当懇談会は公立保育所の現状のあり方の話はしているのだが、将来ビジョンまで踏み込んで良いのか。そうでないと議論が煮詰まらない。検討会議は将来、当懇談会は現状を見ているというのでは議論としていかなものか。

《事務局》 検討会議の経過報告にもあったが、5月の段階では「総合こども園」がどうなるかはっきりしていなかった。よって、いろんな選択肢を想定しながら検討しないとイケない立場であったことはご理解いただきたい。その後、8月末に「総合こども園」の方向性・選択肢がなくなり、「認定こども園」の検討が始まった。当初は、幼稚園・保育所ともに市としては「総合こども園」に向けた想定をしていたのだが、現在、幼稚園については現行の幼稚園として残る選択肢がある。公立幼稚園については今後どうするかという検討を現在しているところである。

《A委員》 今のお話だと、当初は公立幼稚園・公立保育所ともに「総合こども園」をめざしていたということか。

《事務局》 そうということになる。5月の段階では国の動向が具体的にわからなかったが、公立保育所については今後10年間で総合こども園化という案があり、それがめざすべきところかなと思っていた。

《A委員》 吹田市において、公立保育所の民営化は決定事項だったと思うが、総合こども園化を市として早い段階でめざしていたということは初めて聞いた。

《D委員》 5月当時の民主党案は、公立保育所は財源が違うから残るといふものであり別途協議すると書かれていた。すべてが総合こども園になるとは書かれていなかったはずである。その段階で幼稚園とともにこども園にしようとしていたというのは初耳である。

《事務局》 我々の認識としては、私立保育所は3年間で、公立保育所はおそらく調整弁の役割を果たすということで10年間で総合こども園に移行すると思っていた。

《D委員》 そうであったとしても、10年間のスパンがある中ですでに決めて動いていたのはいかなものか。

《A委員》 3党合意が6月にあり、認定こども園がクローズアップされてきた。わからないのは「こども園」である。そういう制度としてできあがっている案があり、それに向けて動いているように思う。私は幼稚園・保育所を含め、公私含めて全体をみることにはまったく

同感だが、いきなりこの資料をみせられると不本意である。

《G委員》 この資料をみると、就学前児童教育・保育の施策を総合的に検討する要請を受けた組織として、「就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議」があり、検討会議と当懇談会はそこに対して意見を述べる存在だという理解でよいのか。

《事務局》 そのとおりである。

《G委員》 ただ、検討会議は行政メンバーだけで構成され、懇談会は市民や関係者で構成されているということか。

「就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議」に対して、情報をもらいながら意見を言う位置づけならば、メンバーは違うが、検討会議と当懇談会は同様の位置づけ、進められ方の会議であるべきだが、今、初めて検討会議の経過報告を聞いて、回数や情報提供に差があり、実際にはそうはなっていないというのが現状のようである。

民営化、保育料のこともそうだったが、決まったことに対して意見を言うということに違和感があるというのが各委員の思いであろう。「就学前児童教育・保育施策検討作業部会」にはおそらく何かたたき台があり、その内容が検討会議では議論されているのではないかと思う。国の施策自体が揺れ動いているので決まっていなくても知れないが、検討会議にはたたき台は示されているのではないかと感じる。

《座長》 検討会議の経過報告をみると、当初は公立幼稚園のあり方だけが議論されているが、ある時から「教育・保育」という表現が入っている。3回目くらいまでは公立幼稚園の役割等についてだが、その次から「保育」が入ってきて、議論・検討がされている。その一方で当懇談会で議論しているという状況に違和感がある。公立幼稚園のあり方の議論の中に保育のことが出てくるのであればわかるが、はっきりと「保育」という言葉が使われて、認定こども園についても検討されているのであれば、当懇談会の役割は何なのか。あるいは、検討会議でどういう議論がされているかを示してもらえれば、それを活かして当懇談会での議論も進めていくことが可能かとも思う。

《C委員》 第2回の懇談会で「国の総合こども園法が撤回されてしまったので、改めて認定子ども園の拡充方策が今後2年くらいの間に明らかになってくると思われる。それを踏まえて、市としても就学前の子ども全員に対する施策も検討していきたい」と事務局が踏み込んだことをおっしゃっている。当懇談会はあくまでも公立保育所のあり方であり、検討会議における幼保一体化、こども園は、将来のビジョンであり、一つの方向性である。検討会議ですべてが決まるのではなく、たとえば市民を交えた提言の会議なども考えられる。検討会議がどういう趣旨で開かれているのかを知りたいだけである。

《事務局》 市において決まっていることは、公立保育所18園のうち5園は平成28年度・29年度・30年度に民営化を進めるということだけであり、その中身は一切検討されていない。残る13園の公立保育所が将来的に残る保証はまったくない。これらを踏まえて、公私の住み分け、責任をどういう位置づけで市として考えていくべきかをこの場で検討していただきたいのである。

《C委員》 あと2回の懇談会では無理ではないか。

《座長》 あくまで認定こども園についてはシステム論で留めておく、内容論ではない。当懇談会では内容論をある程度詰めることでいかがか。この場で議論されたことを事務局で改めて考えてチェックしていただきたい。幼保一体化はシステムであるが、その中身として保

育所をどうするかは当懇談会で議論すると考えないと、我々の動きようがないのではないか。

議題1 今後の公立保育所のあり方について

《座長》 前回に引き続き、今までの懇談会の資料、事務局の説明、皆様の議論を踏まえて、ご意見をお話しいただきたい。皆様のご意見を整理・集約していただき、提言書案というかたちでお示しし、まとめていく作業にできれば次回から入りたい。参考資料としてご意見を整理・集約したものを、資料p.4に公立保育所における課題として4つの柱を示していただいているので、それらに即してご意見をいただきたい。

まず1番目、公立保育所が担うべき役割について。これまで出された意見では、障がい児保育、虐待対応など市内外の専門的窓口・機関との連携を迅速に行うことができるという公立の利点を活かし、適切な保育を実施していく。病児・病後児保育など、どのような特別保育を行っていくかメニューチェックをする、といったご意見が出ていたが、ほかにはいかがか。

《D委員》 座長がおっしゃった障がい児保育、病後児保育はそのとおりである。私立保育所がそれをできないということではないのだが、できていない理由を説明したい。基本的には、病後児保育、障がい児保育は加配が必要な制度であり、加配の人手を入れるために補助制度がとられている。補助は、基本的には総事業費の3分の2である。事業によって補助の割合は少しずつ異なるが、補助対象の事業を行えばその法人における負担も生じることを理解していただきたい。

民間でするということは、そこにニーズがあったり、地域で保育・支援しないといけないニーズを含め、補助をもらってでもやらなければならない必要によるものであり、補助金があるからやれば良いというものではない。公立の場合には、加配の手当てはすべて市の持ち出しであり、基本的なスタンスが違う。また、公立保育所には障がい児保育の高度な知識やノウハウがあり、すべての保育所に看護師が配置され、保健センターとの横の連携もある。公立は社会的責務としてやっていかないといけないと思う。

《C委員》 先日「保育所の職員定数及び定員外入所枠の見直しについて」という8月17日付の資料を入手した。来年度から保育士の配置基準が替わるという内容で、1歳児は4：1から5：1に、3歳児が13：1から20：1になるという。この間、配置基準については第3回・第4回懇談会で意見を述べたところであるが、その時にはすでに方向性が出ていたということか。8月17日に方向性が示されていたのであれば、懇談会においてもっと踏み込んだ議論ができたはずである。

それから、地域担当保育士が18人から12人に減るといふ。このことは虐待ネットワークなどに関わりがあると思う。保育料が上がる、民営化される、さらに、親の立場からすれば、保育の質が今の基準からすれば下がる。そのあたりはどうかと思う。

待機児童対策について、保育士の配置基準が下がると面積要件さえ満たせば待機児を受け入れられるのかも知れないが、そのあたりを説明していただきたい。

吹田市の1歳児の保育士配置基準はそもそもなぜ4：1だったのか。国の配置基準の6：1でやっていれば何の問題もなかったはずである。4：1になった経過をご存じであれば説明していただきたい。

《B委員》 私は私立保育所で働いていた。当初、0歳児は6：1の保育をしていた。6：1

は子どもを十分にみられる数ではないため、ベッドに寝かせたままでベッドから下ろして遊ばせる余裕はなく、保育士はトイレへ行く時間もなかった。そのため、子どもがイライラして自分の頭をかきむしるようなこともあった。これはまったく保育ではないということで、大阪府に要望を出すなどして0歳児は4：1になり、3：1になった経過がある。6：1では子どもを一人の人格として認められない保育だった。

民間では、1歳児は今でも6：1で18人の1歳児を3人の保育士でみている。午前7時から午後7時まで保育をしているところもあり、そういうところでは時差勤務をするので保育士の人数が揃っていない時間帯がある。13時間保育なら、通常保育8時間以外の前後5時間の保育に要する費用は各保育所独自の努力で補っている面がある。パートの先生を入れたり、夕方保育の先生に来ていただいたりして対応しているが、それが大変だというのが全部にわかり、補助を受けて保育士の人数を増やしてもらってきた経緯がある。今から40年前はそういう状況だった。今ではそういうこともないし、やっていないのはわかっている。

公立が4：1になった経過は、1歳児が6：1では大変だという経過でそうされたのだと思う。それが民間では補助金の面からまだ6：1である。それでも民間は努力され、自ら手立てを講じられているのは知っているのだが、D委員がおっしゃったような補助制度のままが良いということが理解できない。

《C委員》 D委員がおっしゃった3分の2の補助金しか下りないのが衝撃である。公的役割を担っている、肩代わりしているにもかかわらず、100%の補助金でないのがわからない。

《D委員》 補助金の性格上そうなのである。助成金は100%だが、補助金は事業費のいくらを補助するという制度である。B委員は、なぜ補助制度の改善を求めないのか、6：1の配置基準でも努力してやっているとおっしゃっていただいたが、散歩のときや食事の介助など、他の年齢の保育士が、加配の分をみたり、子どもたちの人数にあわせて一時的に対応するなど、規定上6：1だが、一時的には4：1の配置になっている部分がある。また、延長保育担当の保育士がカバーするなどしているので、4：1でないといけないということではなく、実際に6：1でやっている。保育士の負担は当然十分に感じているが、4：1ならできるが6：1ではできないと言われるのは制度自体を否定するものであり、それはちょっといかなものかと思う。たくさんいただけるのであれば有り難いことであるが。

《B委員》 できないというのではなく、努力されていると思う。今の6：1は厳しい制度だと感じている。

《C委員》 職員の大変さの話ばかり出ているが、子どもにとってはどうなのか。1歳～1歳半の言葉が出かかっているがうまく伝えられない子どもたちをたくさん愛情で受け止めてあげるのが一番である。吹田市が4：1になったときのコンセプトは何か。また、どういうコンセプトを破棄して5：1になるのかを聞きたい。

《事務局》 吹田市は昭和47年に乳児保育を始めた。保護者のニーズも高く、共同保育所では受け入れておられる状況に対して公立保育所もしないといけないという思いで取り組み始めた。国の基準は6：1だが、吹田市では0歳児を集団で保育するという考え方で9：3、つまり3：1で出発した。保育士も初めてのことで経験が浅かったが、実践を積み上げていく中で昭和54年に4：1となった。年数を重ね、いろんなことを学ぶことで今に至っている。4：1から5：1になることについても、確かに4：1のほうが子どもの人数は少ない訳だが、保育の実践の積み重ねの中で質を低下させることなくやっていけると一定判断した。私

立でも頑張っておられるし、他市でもやっておられることである。

また、4：1になったときも待機児童対策があった。乳児保育を始めたときの定員は0歳児9人、1歳児9人だった。0歳児がそのまま進級すると、定員9人の1歳児では新入園児が入れず、1歳児に待機児童が多くなった。そのため、定員枠を広げようということで1歳児を12人とし、職員数はそのままだったので4：1の配置になったということである。

《D委員》 公立の場合はそうだったということである。

《C委員》 いつも言っていることだが、民営化園における民営化前の基準との違いはどうなるのか。また、既存の民間園の基準との差はどうなるのか。それを統一しないといけないのではないかというのが私の意見である。民営化によってお金が余るのだから、そこに補助金をつけるべきである。

《F委員》 C委員のご意見は既存の民間園全体の底上げをするという意味か。

《C委員》 そのとおりである。民営化によってお金が余るのならば、それくらいは保育に使ってもらいたい。

《B委員》 子育て支援事業が大切だと言われている。保育所の子どもたちも市民の子どもの一部だというご意見もあったが、地域に開かれた保育所にして、お母さんたちが不安なく子育てができるよう、地域支援事業をどこまでやっていくかということである。公立の役割が大きかったと思うが、担当者が減らされるというのはちょっとよくわからない。地域支援はすぐ求められているのが現状である。育児不安の解消、アドバイスの場でもある。保育所は一部の子どもたちを預かっているのではなく、地域の子育てを支援しているのであり、その大切な役割を担う人材をなぜ減らすのか。

《H委員》 子育て支援の部分では福祉委員として子育て支援を公立保育所で手伝っている。とてもたくさんの方が公立保育所に応募され、一定期間来られ、先生のお話を聞かれたり、今通われている0歳児と交流されたりしており、とても大切だと思っている。

それでも、現状は保育所がいつでも来られる場所・状況ではない気がする。誰でも入っていける場所が今の保育所にはないからである。教室は全部詰まっていて、地域に開放された部屋がない。いつ来ても部屋で地域担当の先生とじっくり話ができるという場がない。今後、このような状況を実現できればと思う。

《C委員》 単純な質問だが、地域子育て支援事業は民間園でも実施されているのか。

《事務局》 実施している。

《D委員》 公立保育所の地域支援担当保育士は子育て支援課から派遣されている職員である。その方が公立保育所を拠点として活動されているという考え方で、公立保育所が自主性を持ってやっているとはみていない。たとえば、大阪市の一部でされているのだが、子育て支援課の派遣保育士が持ち回りで毎日異なる保育所を巡回している。吹田市では現状はないのだが、今後、子育て支援課の保育士が出向いて子育て支援を行う場所として民間園を提供してもらいたいということであれば、我々としても有り難いところである。公立保育所のあり方と子育て支援の現状のあり方とは少し違うと思う。

《座長》 保育所だけが子育て支援をしないといけないということではないのか。保育所でもできるのではないか。

《D委員》 私立保育所もそういう義務責任はある。また、保育所以外でもできる。社会福祉協議会の福祉委員が子育てサロンなどいろんなかたちで立ち上げてやってくださっているよ

うに、地域でも機運が高まっているし、そのお手伝いを公立も民間も果たしているのが実情である。

《H委員》 確かに社会福祉協議会の子育てサロンにも公立保育所の先生に来ていただいてお話しをしていただくなどしており、とても助かっている。

《B委員》 協働のシステムは他市にはない良いシステムだと思うし、自分も関わっている。公立の先生と社会福祉協議会、民生委員の応援、保健師には1年に1回参加して下さっている。大勢のスタッフで関わることができるのは吹田市独自の良い制度だと思っている。

《F委員》 地域子育て支援事業は保育所だけでなく、社会福祉協議会のほか、吹田市ではどうかかわらないがNPOが積極的に取り組んでいる地域もたくさんある。いろいろな担い手がある中で保育所の役割をどうするかを考えないといけない。保育所は子育て支援全体の一部だという考え方でないといけないのではないかと。連携ができてきている今の良さをどう活かしていくかという視点で議論できれば良いかと思う。

《E委員》 子育て支援は社会福祉協議会のどの地区福祉委員会でも行事として活動している。一番肝心なものは、人と場所である。D委員が民間園でもやっておられるとおっしゃったが、現実には公立保育所を中心に支援センターとして活動しているので、そこが活動拠点のようなかたちになっている。それをどのように民間園に移行するかということがある。やはり、人と場所は継続して押さえておく必要がある。

《H委員》 保護者にとっては保育所であろうと民間の場所であろうと、とにかく駆け込める場所があることがすごく有り難い。一番初めに思い浮かぶのは保育所で、そこには先生がおられ、お話を聞かせていただける、悩みを相談できるという点で行きやすい場所である。それが公立でも民間でも構わない。こういうシステムは大事にしていきたい。

《F委員》 人が大事というご指摘があったが、5園民営化されることは決まっているが、民営化園で働いていた保育士を子育て支援の場に活かすなど考える必要がある。経験のある人材の余剰ができる可能性がある。残る保育所に配置転換されることもあろうが、全員ではない可能性もあるし、考えてはどうかと思う。

《G委員》 地域子育て支援事業について。保護者の育児不安が強い時代になっているので、支援事業の機能が低下するのは避けられないといけない。保育士の配置基準が下がる状況で、保育士一人ひとりに余裕がなくなる。また、地域担当保育士も減らすとなると機能が低下するという話だけで終わってしまうが、それは避けられないといけない。代替機能をどこに求めるのか、どういうふうに充実させるのか。

いろんな資源がやや縦割りのあるのを機能的に組み込めるようにする。単純に財政的理由だけでカットするのは避けられないといけない。吹田は資源、力を民間も含めて持っているので、そこをどうつないでいくか。B委員がおっしゃっていたが、吹田市ではそれなりに連携しながらやっているとのことだが、それをどういうかたちで更に人の資源を追加できるか、有効活用できるか、この機会に考えないといけない。単純に人が減るだけというのは今の時代状況からみると逆行することになる。子育てしていてもしんどい、不安も大きい時代になっているので、気楽に相談でき、保育所で自分の子どものことをわかっている人にスーパーバイズ的に相談できるのが一番良いだろう。それができなくても、今より低下することは避けられないといけないとは強く思う。

《A委員》 幼稚園でも子育て支援事業をやっている。私立幼稚園は直接市の事業としては

なく、それぞれの私立幼稚園独自の取組があるし、公立でもされている。何も保育所だけが担うことではない。幼稚園・保育所含めていろいろなものを有効活用し、お母さんの悩みに答えられることは全市的に取り組んでいく。幼稚園としてもできることはいくらでもある。

《B委員》 根本的な問題として、財政が逼迫していることが最初の出発点なのだが、子どもの未来と財政を引き替えにしてはいけないと私は思う。だからといってすぐに元に戻らないこともわかっているのだが、子どもは大切に育てられるべきものであり、子どもの予算を削る、保育予算を削るのは歴史に悔いを残すことだと考えている。今の行政の方々で押し止めることはできないかも知れないが、私達はいつかまた元に戻すぞという気持ちで頑張ろうと思っている。子どもが大切にされないとしっかりと社会を担う大人になれないと、今までの歴史でも明らかにされたことである。吹田市は今までも、これからも信頼していける市だと自分では思っているし、誇りにも思っている。後退させない努力をしていただきたい。

《座長》 保育所に行きたい子どもが保育所に行けない・行けていない問題がある。

《C委員》 待機児童は何人だったか、もう一度教えてほしい。

《事務局》 平成24年4月1日現在で35人である。

《F委員》 待機児童は、おそらく保育所を作れば作るほど出てくるのが現状である。申込みをしていないだけという人もたくさんいるし、潜在の待機児童はもっと多い。

《A委員》 以前にも申し上げたが、幼稚園の活動も一定は寄与すると考えている。幼稚園は3歳以上だが、預かり保育として11時間開けている幼稚園もある。夏休み・冬休みもなく認可保育所並みの開園時間のところがある。パート労働の方にはフルスペックの保育所である必要はない。必要な曜日に必要な時間預かる保育は、3歳以上なら幼稚園で十分対応可能である。間接的かも知れないが寄与できると思う。ただ、残念ながら、現段階ではそういう位置づけ、意識は吹田市にはほとんどないということである。

子ども・子育て関連3法案では、無認可保育所は市が認めれば施設型給付の給付対象になるそうである。無認可保育所の箇所数など実態はよく知らないが、子ども・子育て関連3法案をみる限りは待機児童対策の選択肢としてもありうるので、保育の質の問題とからめていくときにこれをどう考えるのかということもある。

《F委員》 地域型保育給付に関するご指摘だが、待機児童対策こそ保育所だけで考えていたら行き詰まる。幼稚園を含めた議論、吹田市として地域型保育給付をどう考えるか、家庭的保育などもどうしていくのか。公立保育所のあり方という域を超えたテーマになっている。

「公立保育所として」ということであれば、定員の弾力化をどうするかしか出てこないように思う。待機児童対策となると、大きな視点でみないといけない。

《D委員》 第2回資料p.6では、24年度の公私の保育所の児童数が示されている。これによると、私立のほうが0～3歳をたくさん受け入れており、1～2歳のほうが4～5歳よりも多いくらいに受け入れている。待機児童は0～2歳が多いので、待機児童対策では非常に寄与しているのではないかと思う。

《C委員》 何度も申し上げているが、吹田の子どもは5年後には10%、10年後には20%減るので、この状況で保育所をガンガン増やすのはどうかと思っている。たとえば、横の連携さえあれば、入所申込みがあったときに労働条件が合えば幼稚園でも十分だといった連携ができると、待機児童対策に寄与するのではないか。保育所が本当に受け止めなければならない保護者・児童とその他の選択肢との住み分けができるのではないか。

《座長》 幼稚園は夏休みを設けないといけないのか。よく聞くのは、3時間くらいのパート労働の保護者の幼稚園に通う子どもが、夏休みには一時保育で保育所に通っているということである。幼稚園は夏休みなしでもルール上問題ないのか。

《A委員》 夏休みはなくともよい。最低実施しないとけない教育週数は決まっている。

《D委員》 C委員の保育所の数を増やすのはいかなものかというご指摘は私も同感である。私立保育所では年齢別の定員を弾力的に組むことができる。一方の年齢が減ってきてもう一方の年齢が増えてきたら増えたほうの定員を増やすという調整である。逆に、公立保育所は配置基準含めてきちんと決まっているというのが私の現状認識である。

《C委員》 市の開発の問題がある。たとえば開発にあたってデベロッパーが2園くらい自前で作る開発であれば待機児童はなくなると思う。しかし、日本人の人口は増えないので、新しくできれば一方は廃れていく。トータルバランスを考えた時、市が都市計画で調整しないとけない。

《A委員》 マンションの保育施設も子ども・子育て関連3法案は視野に入っていると思う。既存の認可保育所以外のところにも給付をするということが決まったのだと認識している。

《座長》 設備の問題などもあるので、次回に引き続きお願いしたい。

今日出された部分は吹田市においてご検討いただきたい。さらに、ご意見の整理・集約をお願いしたい。

議題2 その他

《事務局》 次回懇談会の案件は、市長への提言書（案）作成の意見交換の予定。提言書案をお示しし、そのご議論をお願いしたい。開催日時は11月12日（月）15：00～17：00、会場は未定で、確定後に連絡すると説明。

→次回開催日時について出席委員全員了承する。

以上